

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

選挙管理委員会

- 知事選挙の期日 一
- 知事選挙における選挙長及びその職務代理者 一
- 知事選挙における選挙会の場所及び日時 一
- 知事選挙における公職選挙法第九十四条の規定による選挙運動に関し
支出することのできる金額 一
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件) 一
- 県議会議員補欠選挙の事由の発生 二
- 知事選挙における選挙長の事務を行う場所 二
- 知事選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時 二

ページ

選挙管理委員会

- 宮選管告示第百十五号
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定により、宮城県知事の任期満了による選挙を平成二十九年十月二十二日に行う。
平成二十九年十月五日
宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫
- 宮選管告示第百十六号
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び同法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条の規定により、平成二十九年十月二十二日執行の宮城県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十九年十月五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

選挙長 仙台市青葉区藤松一六番六号 伊 東 則 夫

同職務代理者 仙台市宮城野区鉄砲町西二番地の一七 齊 藤 幸 治

○宮選管告示第百十七号
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、平成二十九年十月二十二日執行の宮城県知事選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりとする。
平成二十九年十月五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二日時 平成二十九年十月二十五日 午前十時

○宮選管告示第百十八号
平成二十九年十月二十二日執行の宮城県知事選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである。
平成二十九年十月五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

候補者一人につき 金三七、八二九、五〇〇円

○宮選管告示第百十九号
平成二十九年十月四日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合においてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。
平成二十九年十月五日

宮城県選挙管理委員会

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
委員長 伊 東 則 夫
三八、九四二

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四三、三八四
三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八一、七三二	岩沼選挙区	一一、二〇〇
宮城野選挙区	五二、七四八	登米選挙区	二三、一三五
若林選挙区	三七、六六一	栗原選挙区	二〇、一八二
太白選挙区	六三、三八四	東松島選挙区	一一、二二四
泉選挙区	六〇、〇九六	大崎選挙区	三七、一九四
石巻・牡鹿選挙区	四三、七二六	柴田選挙区	二三、一五七
塩釜選挙区	一五、七六八	亘理選挙区	一三、二四〇
気仙沼・本吉選挙区	二二、七九〇	宮城選挙区	一四、一二三
白石・刈田選挙区	一四、〇一四	富谷・黒川選挙区	二五、四二〇
名取選挙区	二一、一六五	加美選挙区	八、八三五
角田・伊具選挙区	一一、六二六	遠田選挙区	一一、九二〇
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、六八七		

○宮選管告示第百二十号

平成二十九年十月四日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十九年十月五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三四三、三八四

○宮選管告示第百二十一号

平成二十九年十月五日公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第三項第三号の規定によ

り名取選挙区において宮城県議会議員の補欠選挙を行うべき事由が生じたので、同法第百四十三条第十九項第六号及び第九十九条の五第四項第六号の規定により告示する。

平成二十九年十月五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

○宮知選告示第一号

平成二十九年十月二十二日執行の宮城県知事選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十九年十月五日

宮城県知事選挙

選挙長 伊 東 則 夫

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○宮知選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定により、平成二十九年十月二十二日執行の宮城県知事選挙における選挙立会人のくじは、次のとおりこれを行う。

平成二十九年十月五日

宮城県知事選挙

選挙長 伊 東 則 夫

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十九年十月十九日 午後五時